



皆野町けんこう大使 み～な

国保からの お知らせ

国民健康保険税について

国保税は、わたしたちの健康と暮らしを守るための大切な財源となっています。一人ひとりが納める国保税により、大きな病気やけがをしたときでも安心して医療を受けることができます。

所得の申告を必ずしましょう

国保税の税額は前年の所得に応じて決定します。税額を決定するために、国保の加入者及び世帯主は毎年所得の申告をすることが義務付けられており、前年中に収入がなかったかたも申告が必要です。

また、国保に係る給付(高額療養費など)や福祉サービスなどを受けるためにも申告が必要となりますので、まだお済みでないかたは忘れずに申告しましょう。

所得の少ない世帯に対する軽減について

国保税は、①所得割、②資産割、③均等割、④平等割の合計により課税していますが、所得が一定基準以下の世帯は、③均等割と④平等割が軽減されます(該当者は申請をしなくても軽減されます)。

		7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
均等割	医療分 10,000円	7,000円	5,000円	2,000円
	後期分・介護分 7,200円	5,040円	3,600円	1,440円
平等割	14,000円	9,800円	7,000円	2,800円

納付方法について

国保税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に被保険者がいれば、納税通知は世帯主に送られます。

また、国保税の納付方法は年齢によって異なります。納付書で納める「普通徴収」のほかに、被保険者全員が65歳以上75歳未満でその他条件を満たしている世帯は、年金から天引きされる「特別徴収」によって納めます。

資格の手続きを忘れずに

国保の加入や脱退の手続きを忘れていませんか？
手続きを忘れてしまうと、さかのぼって国保税を納めることになったり、他保険と二重納付をしてしまうこともあります。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461